

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社リクデン
業者の住所：福岡県田川市大字川宮1215
- 2 指名停止措置期間：令和5年3月14日から令和5年4月24日まで（6週間）
- 3 指名停止措置の範囲：九州防衛局管轄区内（福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県）
- 4 事実概要
本件は、株式会社リクデンが、福岡県内の公共工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者と、同法施行令第1条の2第1項に定める軽微な建設工事の範囲を超えて、下請け契約を締結したため、同法第28条第1項第6号に該当するとして、令和4年12月22日に福岡県知事から7日間の営業停止処分を受けたものである。
- 5 指名停止措置理由
当業者たる株式会社リクデンが建設業法違反で福岡県知事から営業停止処分を受けたことは、防衛省における「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号（建設業法違反行為）に該当する。
従って、本件については、指名停止6週間を適用する。

< 指名停止措置要領付表第2 >

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。（次号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から 1月以上9月以内